



2017年12月14日

各 位

会 社 名 王子ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 矢嶋 進
(コード：3861、東証第1部)
問合せ先 取締役常務グループ経営委員
コーポレートガバナンス本部長
武田 芳明
(TEL. 03-3563-1111)

「内部統制報告書の訂正報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、本日公表の「2018年3月期第2四半期報告書の提出、過年度の有価証券報告書等の訂正、平成30年3月期第2四半期決算短信の提出及び過年度の決算短信等の訂正に関するお知らせ」に記載しましたとおり、過年度に提出いたしました有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書を提出することとし、過年度に開示いたしました決算短信及び四半期決算短信についても訂正いたしました。

これと併せ、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、「内部統制報告書の訂正報告書」を関東財務局へ提出しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訂正の対象となる内部統制報告書

- ・第89期（自 2012年4月1日 至 2013年3月31日）
- ・第90期（自 2013年4月1日 至 2014年3月31日）
- ・第91期（自 2014年4月1日 至 2015年3月31日）
- ・第92期（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）
- ・第93期（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

2. 訂正の内容

上記の各内部統制報告書のうち、3【評価結果に関する事項】を以下の通り訂正いたします。
なお、第89期、第90期、第91期、第92期及び第93期すべて訂正内容は同一であります。
訂正箇所は_____を付して表示しております。

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制に関する事項は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社は、第 89 期（平成 25 年 3 月期）における企業結合時に時価評価した植林資産の払出に関する会計処理方法について誤謬があり修正が必要であると判断し、第 89 期（平成 25 年 3 月期）及び第 90 期（平成 26 年 3 月期）の有価証券報告書、並びに第 91 期（平成 27 年 3 月期）から第 94 期（平成 30 年 3 月期）第 1 四半期までの有価証券報告書、四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

企業結合時に時価評価した植林資産のその後の会計処理については、難易度の高い問題と認識し検討を行いました。結果としてその検討手続に不足があり、当該会計処理の修正に至ったことは、当社の経理体制が正確な財務諸表を作成することに関して必ずしも十分とは言えないことから、決算・財務報告プロセスに関連する内部統制上、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお、上記につきましては、当該誤謬の判明が当該事業年度の末日以降であったため、当該事業年度の末日までに是正することができませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を強く認識しており、重要な非経常取引に係る会計処理の判断または決定に関し、専門知識の強化を急ぐとともに、多面的な検討プロセスを整備し、また連結決算に関するチェックリストを再度見直す等、決算・財務報告プロセスの整備・運用の更なる強化を図り、財務報告の信頼性を確保してまいります。

以上